

市 会 議 案

令和7年9月定例会（令和7年9月12日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和7年第119号議案	名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について……………	1頁
令和7年第120号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について……………	5頁
令和7年第121号議案	名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について……………	7頁
令和7年第122号議案	道路の占用料等に関する条例の一部改正について……………	11頁
令和7年第123号議案	名古屋市河川法施行条例の一部改正について……………	15頁
令和7年第124号議案	名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について……………	21頁
令和7年第125号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	23頁
令和7年第126号議案	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について……………	31頁
令和7年第127号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について……………	33頁
令和7年第130号議案	契約の締結について……………	35頁
令和7年第131号議案	契約の締結について……………	37頁
令和7年第132号議案	契約の一部変更について……………	39頁
令和7年第133号議案	契約の一部変更について……………	41頁
令和7年第134号議案	契約の一部変更について……………	43頁
令和7年第135号議案	契約の一部変更について……………	45頁
令和7年第136号議案	訴えの提起について……………	47頁
令和7年第137号議案	指定管理者の指定の変更について……………	49頁
令和7年第138号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	51頁
令和7年第139号議案	名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更について……………	69頁
令和7年第140号議案	整備計画の変更に対する同意について……………	73頁

令和7年第119号議案

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年名古屋市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例 (抜すい)

(公費の支払)

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に
基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額の
うち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価
（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超
える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（
当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のもので
あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基
づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし
書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者から
の請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 $\frac{8 \text{ 円} 38 \text{ 銭}}{7 \text{ 円} 73 \text{ 銭}}$

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 $\frac{419,000 \text{ 円}}{386,500 \text{ 円}}$ と $\frac{5}{5}$

$\frac{\text{円} 62 \text{ 銭}}{\text{円} 18 \text{ 銭}}$ にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選
挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合に
は、その端数は、1銭とする。）

2 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作
成の公営に関する条例 (抜すい)

(公費の支払)

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（名古屋市長の選挙にあつては当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 $\frac{586 \text{ 円}}{541 \text{ 円}}$

$\frac{88 \text{ 銭}}{31 \text{ 銭}}$ に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 $\frac{293,440}{270,655}$

$\frac{\text{円 } 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭}}{\text{円 } 28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭}}$ にその 500 を超える数を乗じて得た金額との合計金額に

316,250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

令和7年第120号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	名古屋市宮前コミュニティセンター	名古屋市北区上飯田東町4丁目53番地	を
「	名古屋市宮前コミュニティセンター	名古屋市北区上飯田東町4丁目505番地	に、
「	名古屋市六郷北コミュニティセンター	名古屋市北区山田町3丁目46番地	を
「	名古屋市六郷北コミュニティセンター	名古屋市北区山田三丁目3番16号	に

改める。

附 則

この条例は、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町及び字の区域の変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和 7 年第 121 号議案

名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和 63 年名古屋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、その使用料の額が 100 円未満となる場合の使用料の額は、100 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例第 19 条第 1 項の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市みどりが丘公園に関する使用料の額を改定
する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市みどりが丘公園条例 (抜すい)

(行為の制限等)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、次に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。
ただし、その使用料の額が100円未満となる場合の使用料の額は、100円とする。

(1) }
(2) } (略)

4 (略)

令和 7 年第 122 号議案

道路の占用料等に関する条例の一部改正について

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,400
4,600
2,000
3,200
4,500
180
19
17
1,900

「

3,500
4,700
2,100
3,300
4,600
180
20
18
2,000

770	
2,600	
1,000	
10,000	
10,000	
2,600	
54	
77	
120	
150	
230	
310	
540	
770	
1,500	
21	
38	
1,500	
1,300	
770	
2,600	
2,600	1,800
Aに 0.002 を乗じて得た額	
Aに 0.003 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
5,000	
3,000	

790	
2,700	
1,100	
11,000	
11,000	
2,600	
55	
79	
120	
160	
240	
320	
550	
790	
1,600	
22	
40	
1,600	
1,300	
790	
2,600	
2,600	1,800
Aに 0.002 を乗じて得た額	
Aに 0.003 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
5,500	
3,300	

2,600	
1,000	
7,100	
7,100	5,000
10,000	7,000
1,500	
10,000	7,000
5,000	3,500
2,600	
Aに0.014を乗じて得た額	
1,000	
500	
1,000	
260	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.01を乗じて得た額	
Aに0.002を乗じて得た額	
Aに0.003を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.014を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た	

を

2,600	
1,100	
7,600	
7,600	5,300
11,000	7,700
1,600	
11,000	7,700
5,500	3,900
2,600	
Aに0.014を乗じて得た額	
1,100	
550	
1,100	
260	
Aに0.005を乗じて得た額	
Aに0.009を乗じて得た額	
Aに0.002を乗じて得た額	
Aに0.003を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.013を乗じて得た額	
Aに0.005を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た	

に改める。

額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額

額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表の規定を適用して算定された施行日から占用することができる期間の末日までの期間に係る占用料の額が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された占用料の額を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(理 由)

この案を提出したのは、道路の占用料の額を改定する必要があるによる。

令和 7 年第 123 号議案

名古屋市河川法施行条例の一部改正について

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、流水の占用等を行うことができる期間が翌年度以降にわたるときは、当該流水の占用等を行おうとする者は、翌年度以降の流水占用料等について、毎年度、当該年度分を市長が指定する日までに納入しなければならない。ただし、当該流水の占用等を行おうとする者から当該期間の分の流水占用料等を一括して納入したい旨の申出があった場合において、市長が当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がないと認めるときは、これを一括して納入させることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定により納入すべき流水占用料等の額が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額の納入が困難であるときは、年 4

回以内において分割納入させることができる。

別表 2 土地占用料の表中

「		「	
	3,400		3,500
	4,600		4,700
	2,000		2,100
	3,200		3,300
	4,500		4,600
	2,600		2,700
	19		20
	54		55
	77	を	79
	120		120
	150		160
	230		240
	310		320
	540		550
	770		790
	1,500		1,600
	1,000		1,100
」		」	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市河川法施行条例第 3 条第 2 項ただし書の規定は、施行日以後にされる河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 100 条において準用する法第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の規定による許可又は法第 100 条において準用する法第 23 条の 2 の規定による登録

(以下「許可等」という。)に係る流水占用料等について適用し、施行日前にされた許可等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、河川に関する占用料の額を改定する等の必要があるによる。

する。

書の
と
規定
登録

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市河川法施行条例 (抜粋)

(流水占用料等)

第3条 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条までの規定による流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水の占用等」という。）を行おうとする者は、流水の占用等の開始前に法第100条第1項において準用する法第32条第1項の規定により別表に定める額の流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「流水占用料等」という。）を納めなければならない。ただし、当該流水の占用等を行うことができる期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を市長が指定する日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、流水の占用等を行うことができる期間が翌年度以降にわたるときは、当該流水の占用等を行おうとする者は、翌年度以降の流水占用料等について、毎年度、当該年度分を市長が指定する日までに納入しなければならない。ただし、当該流水の占用等を行おうとする者から当該期間の分の流水占用料等を一括して納入したい旨の申出があった場合において、市長が当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がないと認めるときは、これを一括して納入させることができる。

3 市長は、前2項の規定により納入すべき流水占用料等の額が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額の納入が困難であるときは、年4

回以内において分割納入させることができる。

こ
い
お
土
ば
降
長
度
の
内入
当該
おい
て、
がで
であ
年4

令和7年第124号議案

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「																			
<table><tr><td>3,400</td></tr><tr><td>4,600</td></tr><tr><td>2,000</td></tr><tr><td>3,200</td></tr><tr><td>4,500</td></tr><tr><td>2,600</td></tr><tr><td>19</td></tr><tr><td>54</td></tr><tr><td>77</td></tr></table>	3,400	4,600	2,000	3,200	4,500	2,600	19	54	77	を	<table><tr><td>3,500</td></tr><tr><td>4,700</td></tr><tr><td>2,100</td></tr><tr><td>3,300</td></tr><tr><td>4,600</td></tr><tr><td>2,700</td></tr><tr><td>20</td></tr><tr><td>55</td></tr><tr><td>79</td></tr></table>	3,500	4,700	2,100	3,300	4,600	2,700	20	55	79	に改める。
3,400																					
4,600																					
2,000																					
3,200																					
4,500																					
2,600																					
19																					
54																					
77																					
3,500																					
4,700																					
2,100																					
3,300																					
4,600																					
2,700																					
20																					
55																					
79																					

120
150
230
310
540
770
1,500
1,000

」

120
160
240
320
550
790
1,600
1,100

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項ただし書の規定により使用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の名古屋市水路等の使用に関する条例別表の規定を適用して算定された施行日から使用することができる期間の末日までの期間に係る使用料の額が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された使用料の額を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(理 由)

この案を提出したのは、水路等の使用料の額を改定する必要があるによる。

令和 7 年第 125 号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条中「図面」の次に「（次項において「設計書等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けた者がその許可に係る設置又は占用の期間の更新を受けようとする場合は、設計書等の添付を省略することができる。

第12条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、その使用料（有料公園又は有料公園施設の使用料を除く。）の額が 100 円未満となる場合の使用料の額は、100 円とする。

別表第 2 中

「

3 都市公園を占用する場合	1 本 1 年につき	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	第 1 種電柱	2,300円
	第 2 種電柱	3,400円
	第 3 種電柱	4,600円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき	
	第 1 種電話柱	2,000円
	第 2 種電話柱	3,200円
	第 3 種電話柱	4,500円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき	
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき	
	外径が 0.07 メートル未満のもの 54円	
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの 77円	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの 120円	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの 150円	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの 230円	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 310円	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの 540円	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの 770円	
	外径が 1 メートル以上のもの	

	1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する催しを行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 2,800円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.014 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 10,000円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 1,000円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得

	た額
	公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額
(13) その他	1平方メートル1日につき 150円

」

を

3 都市公園を占用する場合		
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき	第 1 種電柱 2,300円 第 2 種電柱 3,500円 第 3 種電柱 4,700円
(2) 電話柱、その支柱、その支 線その他これらに類する施設	1 本 1 年につき	第 1 種電話柱 2,100円 第 2 種電話柱 3,300円 第 3 種電話柱 4,600円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき	2,700円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき	外径が 0.07メートル未満のもの 55円 外径が 0.07メートル以上 0.1メ ートル未満のもの 79円 外径が 0.1メートル以上 0.15メ ートル未満のもの 120円 外径が 0.15メートル以上 0.2メ ートル未満のもの 160円 外径が 0.2メートル以上 0.3メ ートル未満のもの 240円 外径が 0.3メートル以上 0.4メ ートル未満のもの 320円 外径が 0.4メートル以上 0.7メ ートル未満のもの 550円 外径が 0.7メートル以上 1メー トル未満のもの 790円 外径が 1メートル以上のもの

	1,600円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する催しを行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 3,000円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.013 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 11,000円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 1,100円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得

	た額 公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額
(13) その他	1平方メートル1日につき 150円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市都市公園条例第12条第1項の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料（当該使用料のうち年を単位として定められているもので施行日以後の使用に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、都市公園に関する使用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

(添付書類)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面(次項において「設計書等」という。)を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けた者がその許可に係る設置又は占用の期間の更新を受けようとする場合は、設計書等の添付を省略することができる。

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。ただし、その使用料(有料公園又は有料公園施設の使用料を除く。)の額が100円未満となる場合の使用料の額は、100円とする。

2 }
3 } (略)
4 }

令和 7 年第 126 号議案

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例の一部改正について

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(平成25年名古屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第21条第 2 項第 1 号」を「第22条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例 (抜すい)

(園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用
する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18
年政令第 379 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び
広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するもので
なければならない。

- (1) }
() } (略)
(5) }

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第
2 号に規定する点状ブロック等及び政令^{第22条}_{第21条}第 2 項第 1 号に規定する線
状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害
者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止す
るための設備が設けられていること。

(7) (略)

令和 7 年第 127 号議案

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和 29 年名古屋市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大曽根北シティ住宅	北区山田町
-----------	-------

を

」

「

大曽根北シティ住宅	北区山田三丁目
-----------	---------

に、

」

「

山田西シティ住宅	北区山田西町3丁目
六郷荘	北区山田西町3丁目

を

」

「

山田西シティ住宅	北区山田二丁目
六郷荘	北区山田二丁目

に改

」

める。

附 則

この条例は、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和 7 年第 130 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 水分橋鋼床版箱桁製作架設工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市守山区川西二丁目及び北区楠町立会庄内川 |
| 3 | 契約の内容 | 3 径間連続鋼床版箱桁 1 連
(1) 製作 桁長 152.3 メートル、桁幅 13 メートル
(2) 架設 桁長 220.7 メートル、桁幅 13 メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,947,000,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 日車・J F E 特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
日本車輛製造株式会社
代表取締役社長 田 中 守
名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号
J F E エンジニアリング株式会社名古屋支店
支店長 霜 知 宏 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 9 年 6 月 30 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、水分橋の鋼床版箱桁製作架設工事を施行する必要があるによる。

令和 7 年第 131 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 新尾頭公営住宅及び更新住宅新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市熱田区新尾頭一丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造 7 階建 1 棟・その他
83 戸
延面積 5,510.99 平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,595,000,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 徳倉・タイガーハウス特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦三丁目 13 番 5 号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳 倉 克 己
名古屋市中村区名駅南一丁目 12 番 7 号
タイガーハウス工業株式会社
代表取締役 服 部 泰 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 9 年 12 月 28 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、新尾頭公営住宅及び更新住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 7 年第 132 号議案

契約の一部変更について

下記要項により、工事請負契約の契約金額を変更するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール等衛生及び消火設備改修工
事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区浜中町 2 丁目及び東又兵ヱ町 5 丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 衛生及び消火設備 1 式 |
| 4 | 契約金額 | 変更前 594,000,000 円
変更後 607,410,100 円 |
| 5 | 契約の相手方 | トーエネック・足立特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区栄一丁目 31 番 23 号
株式会社トーエネック
代表取締役社長 滝 本 嗣 久
名古屋市中村区名駅南三丁目 7 番 7 号
足立工業株式会社
代表取締役社長 足 立 満 |
| 6 | 完成予定期日 | 令和 7 年 11 月 28 日 |

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 7 年第 133 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
泰明町第 1 号線等道路新 設等工事の請負契約 〔令和 5 年 3 月 7 日議決 令和 5 年第 54 号（令和 5 年 7 月 10 日専決処分、 令和 5 年 12 月 19 日専決 処分、令和 6 年 10 月 2 日議決令和 6 年第 122 号及び令和 6 年 12 月 10 日専決処分により契約 金額を変更）〕	契約 金額	1, 153, 907, 700 円	1, 197, 718, 500 円
	完成 予定 期日	令和 8 年 3 月 19 日	令和 8 年 8 月 31 日

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を

変更する必要があるによる。

令和7年第134号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項 目	変 更 前	変 更 後
戸田公営住宅新築工事の 請負契約（1次） 〔令和6年3月8日議決 令和6年第61号（令和 7年3月25日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	1,367,957,800円	1,405,437,000円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 7 年第 135 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
戸田公営住宅新築工事の 請負契約（2 次） 〔令和 6 年 3 月 8 日議決 令和 6 年第 62 号（令和 7 年 3 月 25 日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	1, 325, 212, 900 円	1, 360, 536, 100 円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- 1 裁判所 名古屋地方裁判所
- 2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名
名古屋市千種区天満通 1 丁目 46 番地
公益財団法人国際水泳殿堂・アジア
代表理事 木 又 博 美
- 3 訴訟物の価格 27,884,192 円以内
- 4 請求の趣旨

被告に対し、27,884,192 円並びにうち 5,760,000 円に対する令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで年 8.7 分の割合による延滞金、うち 5,760,000 円に対する令和 8 年 1 月 1 日から支払済みまで各年の前年に財務大臣が告示する割合に年 8.3 分の割合を加算した割合（ただし、財務大臣が告示する割合が年 6.3 分以上の割合の場合は、年 14.6 分）による各年の延滞金及びうち 321,761 円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

5 請求の原因

- (1) 原告は、被告に対し、平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの期間（以下「本件期間」という。）を定めて原告が所有するスポーツ振興会館（以下「本件建物」という。）の使用を許可した。
- (2) 原告は、被告に対して、本件期間の使用に係る使用料の支払を求めたが、

被告は平成9年10月1日から平成10年3月31日までの期間の使用に係る使用料の支払に応じなかった。

(3) さらに、原告は、被告に対して、被告による本件建物の使用により原告が支出を要した電気料金及び水道料金（以下「弁償金」という。）の支払を求めたが、被告は請求額の一部の支払に応じたのみで、請求額の全部の支払に応じなかった。

(4) 原告は、被告からの財務状況の悪化を理由とする使用許可の取消しの申出を受け、平成10年2月1日以後の期間に係る使用許可を取り消した。

しかし、被告は、同日から同年3月25日までの期間、本件建物の使用を継続したことにより、原告に当該期間の使用料に相当する額の損害を与えた。

(5) 被告は、平成13年1月10日、平成18年1月5日、平成22年3月1日、平成27年2月2日及び令和2年1月22日、使用料、これに対する延滞金、使用許可の取消し後における使用料に相当する額（以下「損害金」という。）及び弁償金を支払うべき債務が存在することを承認した。

(6) 令和7年1月13日、原告と被告との間において、当該債務についての協議を行う旨の合意がされたが、支払について合意に至る見込みがない。

(7) よって、使用料、これに対する延滞金及び損害金並びに弁償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

（理 由）

この案を提出したのは、スポーツ振興会館を使用した者に対して、使用料、これに対する延滞金及び損害金並びに弁償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

令和 7 年第 137 号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 151 号議案）（令和 3 年 7 月 6 日議決（令和 3 年第 125 号議案）、令和 5 年12月 6 日議決（令和 5 年第 113 号議案）及び令和 6 年11月22日議決（令和 6 年第 166 号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	東京都中央区日本橋三丁 目10番 5 号 コングレ・名古屋観光コ ンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 7 年第 138 号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和 7 年 9 月 12 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	大曾根北第15号線	名古屋市北区山田北町 2 丁目 30 番地先	第 1
		名古屋市北区山田北町 2 丁目 85 番地先	附図
2	大曾根北第16号線	名古屋市北区上飯田東町 2 丁目 64 番の 6 地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 2 丁目 66 番の 2 地先	
3	大曾根北第17号線	名古屋市北区山田北町 2 丁目 22 番の 1 地先	〃
		名古屋市北区山田北町 2 丁目 55 番地先	
4	大曾根北第18号線	名古屋市北区上飯田東町 2 丁目 41 番の 2 地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 1 丁目 102 番の 3 地先	

5	大曾根北第19号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目64番の3地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町2丁目51番の1地先	
6	大曾根北第20号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目80番の2地先	〃
		名古屋市北区山田北町2丁目3番地先	
7	大曾根北第21号線	名古屋市北区山田北町2丁目29番の2地先	〃
		名古屋市北区山田北町2丁目65番地先	
8	大曾根北第22号線	名古屋市北区山田北町2丁目85番地先	〃
		名古屋市北区山田北町1丁目72番地先	
9	大曾根北第23号線	名古屋市北区山田北町2丁目65番の3地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目87番の4地先	
10	大曾根北第24号線	名古屋市北区山田北町1丁目66番地先	〃
		名古屋市北区山田北町1丁目15番の4地先	
11	大曾根北第25号線	名古屋市北区山田北町1丁目18番地先	〃
		名古屋市北区山田北町1丁目39番の1地先	

12	大曾根北第26号線	名古屋市北区山田北町1丁目8番の1地先	〃
		名古屋市北区山田四丁目109番地先	
1	田光町第1号線	名古屋市瑞穂区田光町3丁目6番の14地先	第2
		名古屋市瑞穂区田光町3丁目6番の3地先	附図
1	鹿山一丁目第2号線	名古屋市緑区鹿山一丁目39番の25地先	第3
		名古屋市緑区鹿山一丁目39番の19地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	上飯田新堀鍋屋上野線	名古屋市北区上飯田東町4丁目22番地先	第4
		名古屋市北区山田町4丁目65番地先	附図
イ	六郷第29号線	名古屋市北区上飯田東町3丁目7番の1地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目1番地先	
ウ	六郷第117号線	名古屋市北区山田町4丁目98番の3地先	〃
		名古屋市北区山田町4丁目66番の14地先	

エ	六郷第74号線	名古屋市北区矢田町1丁目1番の6地先	〃
		名古屋市北区矢田町1丁目3番の3地先	
オ	六郷第74号線	名古屋市北区山田北町1丁目1番地先	〃
		名古屋市北区山田四丁目106番地先	
カ	六郷第97号線	名古屋市北区山田北町1丁目64番地先	〃
		名古屋市北区山田北町1丁目53番地先	
キ	六郷第115号線	名古屋市北区山田西町3丁目172番の2地先	〃
		名古屋市北区山田西町3丁目109番地先	
ア	下広井町線支線第4号	名古屋市中村区名駅南四丁目109番地先	第5
		名古屋市中村区名駅南四丁目107番の2地先	附図
ア	いろは町第1号線	名古屋市港区いろは町1丁目23番の1地先	第6
		名古屋市港区いろは町1丁目23番の8地先	附図

廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	六郷第91号線	名古屋市北区上飯田東町 5 丁目24番地先	第 4 附図
		名古屋市北区上飯田東町 5 丁目33番地先	
2	六郷第92号線	名古屋市北区上飯田東町 5 丁目14番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 3 丁目15番地先	
3	上飯田61号支線第 1 号	名古屋市北区上飯田東町 4 丁目48番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 4 丁目49番地先	
4	六郷第67号線	名古屋市北区上飯田東町 2 丁目15番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 2 丁目15番地先	
5	上飯田新堀鍋屋上野線支線第 1 号	名古屋市北区上飯田東町 2 丁目26番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町 2 丁目26番地先	
6	山田93号支線第 1 号	名古屋市北区山田北町 2 丁目32番地先	〃
		名古屋市北区山田北町 2 丁目85番地先	

7	六郷第67号線支線第1号	名古屋市北区上飯田東町2丁目29番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町2丁目29番地先	
8	上飯田66号支線第1号	名古屋市北区上飯田東町3丁目36番の2地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町3丁目29番地先	
9	六郷第68号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目9番の1地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町3丁目30番の1地先	
10	六郷第68号線支線第1号	名古屋市北区上飯田東町2丁目37番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町2丁目37番地先	
11	上飯田北山線第1号	名古屋市北区上飯田東町2丁目47番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町2丁目56番の2地先	
12	六郷第70号線	名古屋市北区山田北町2丁目1番の3地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目45番地先	
13	六郷第72号線	名古屋市北区上飯田東町1丁目53番の3地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目42番の1地先	

〃	14	六郷第71号線	名古屋市北区山田北町1丁目39番の2地先	〃
			名古屋市北区山田北町1丁目14番の2地先	
〃	15	上飯田29号支線第1号	名古屋市北区上飯田東町1丁目5番地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町1丁目38番地先	
〃	16	六郷第62号線	名古屋市北区上飯田東町5丁目8番地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町5丁目5番地先	
〃	17	六郷第64号線	名古屋市北区上飯田東町4丁目18番地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町4丁目4番地先	
〃	18	六郷第61号線	名古屋市北区上飯田東町4丁目68番の13地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町4丁目22番地先	
〃	19	六郷第63号線	名古屋市北区上飯田東町4丁目68番の5地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町4丁目33番地先	
〃	20	六郷第65号線	名古屋市北区上飯田東町4丁目54番地先	〃
			名古屋市北区上飯田東町4丁目68番の3地先	

21	六郷第66号線	名古屋市北区上飯田東町3丁目38番の2地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町3丁目1番地先	
22	六郷第69号線	名古屋市北区上飯田東町1丁目18番の3地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目17番地先	
23	六郷第96号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目21番の1地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町2丁目39番の11地先	
24	六郷第95号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目99番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目87番地先	
25	六郷第94号線	名古屋市北区上飯田東町2丁目98番地先	〃
		名古屋市北区上飯田東町1丁目69番地先	
26	六郷第99号線	名古屋市北区山田北町1丁目39番の1地先	〃
		名古屋市北区山田北町1丁目32番地先	
27	六郷第93号線	名古屋市北区山田北町2丁目85番地先	〃
		名古屋市北区山田北町2丁目65番地先	

28	六郷第 107 号線	名古屋市北区山田町 4 丁目 95 番の 1 地先	〃
		名古屋市北区山田町 4 丁目 72 番地先	
29	六郷第 108 号線	名古屋市北区山田西町 3 丁目 172 番の 4 地先	〃
		名古屋市北区山田西町 3 丁目 163 番の 4 地先	
30	六郷第 109 号線	名古屋市北区山田西町 3 丁目 155 番地先	〃
		名古屋市北区山田西町 3 丁目 145 番の 5 地先	
31	六郷第 110 号線	名古屋市北区山田西町 3 丁目 131 番地先	〃
		名古屋市北区山田西町 3 丁目 127 番地先	
32	六郷第 111 号線	名古屋市北区山田町 4 丁目 47 番の 2 地先	〃
		名古屋市北区山田町 4 丁目 10 番の 7 地先	
33	六郷第 112 号線	名古屋市北区山田町 4 丁目 38 番地先	〃
		名古屋市北区山田三丁目 1401 番地先	
34	六郷第 77 号線	名古屋市北区山田町 4 丁目 43 番の 3 地先	〃
		名古屋市北区山田町 3 丁目 14 番地先	

35	山田79号支線第3号	名古屋市北区山田町3丁目41番の3地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目40番の2地先	
36	山田79号支線第3号	名古屋市北区山田町3丁目34番の3地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目16番地先	
37	山田79号支線第2号	名古屋市北区山田町3丁目30番の7地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目21番の2地先	
38	山田79号支線第1号	名古屋市北区山田町3丁目27番の5地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目24番地先	
39	六郷第76号線	名古屋市北区山田町4丁目92番の2地先	〃
		名古屋市北区山田町4丁目86番の3地先	
40	六郷第78号線	名古屋市北区山田町3丁目81番地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目74番の2地先	
41	山田115号支線第1号	名古屋市北区山田町3丁目41番の7地先	〃
		名古屋市北区山田町3丁目57番地先	

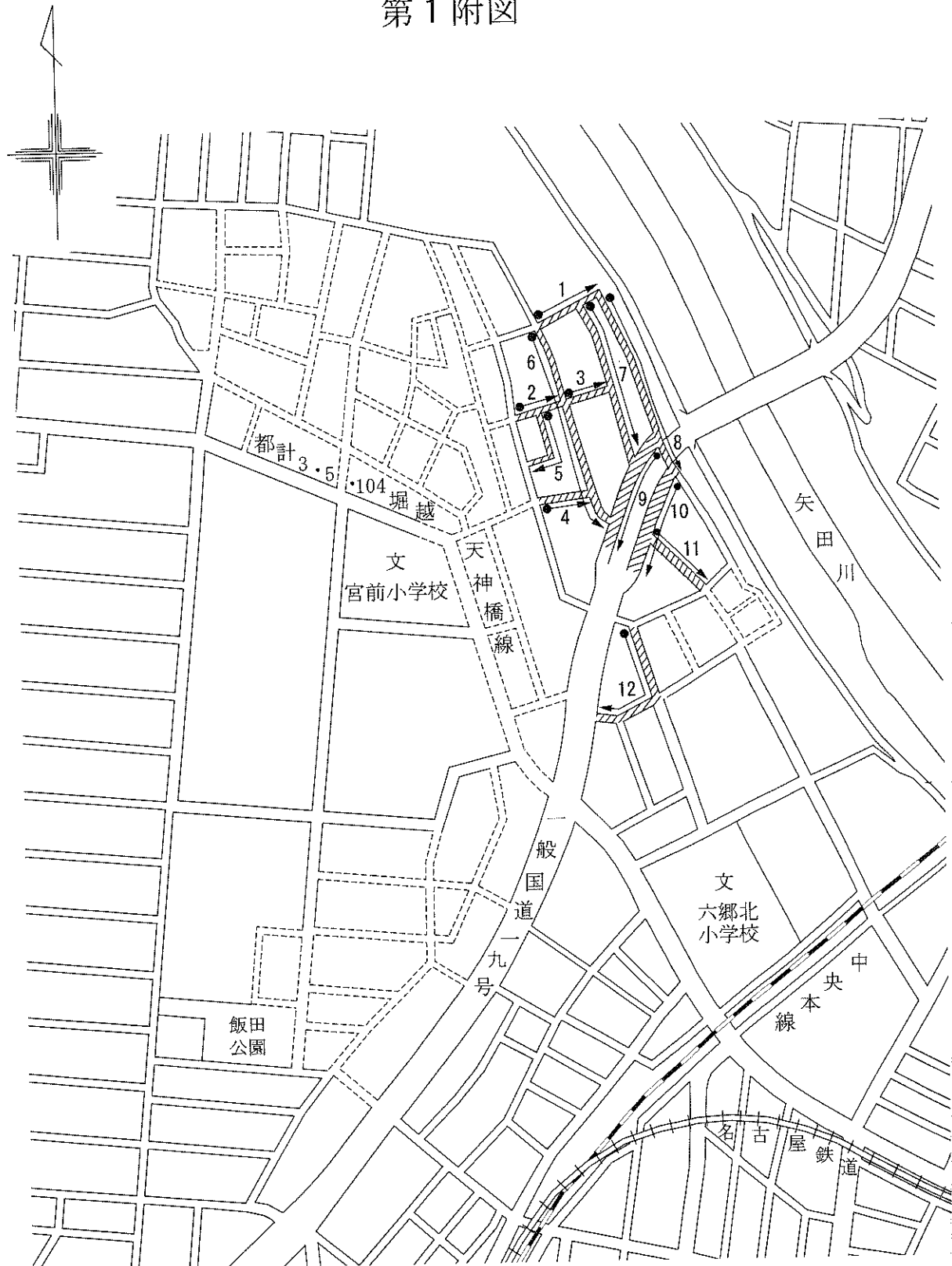
42	六郷第81号線	名古屋市北区山田三丁目1406番地先	〃
		名古屋市北区山田一丁目 801 番地先	

(理 由)

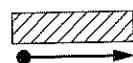
この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

第1 附図

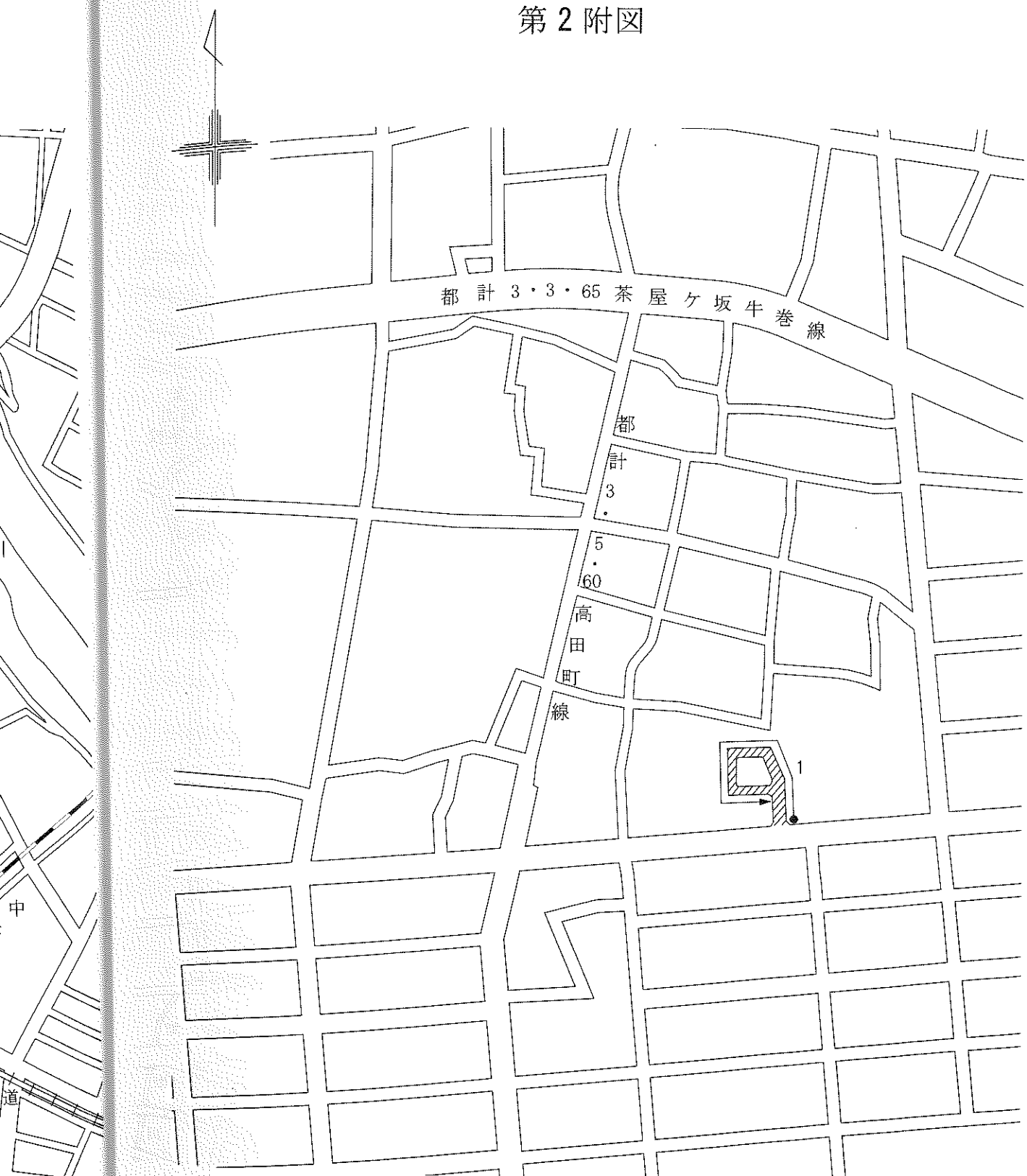


凡 例

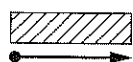


市道に認定する路線

第2 附図



凡 例

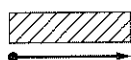


市道に認定する路線

第3 附図

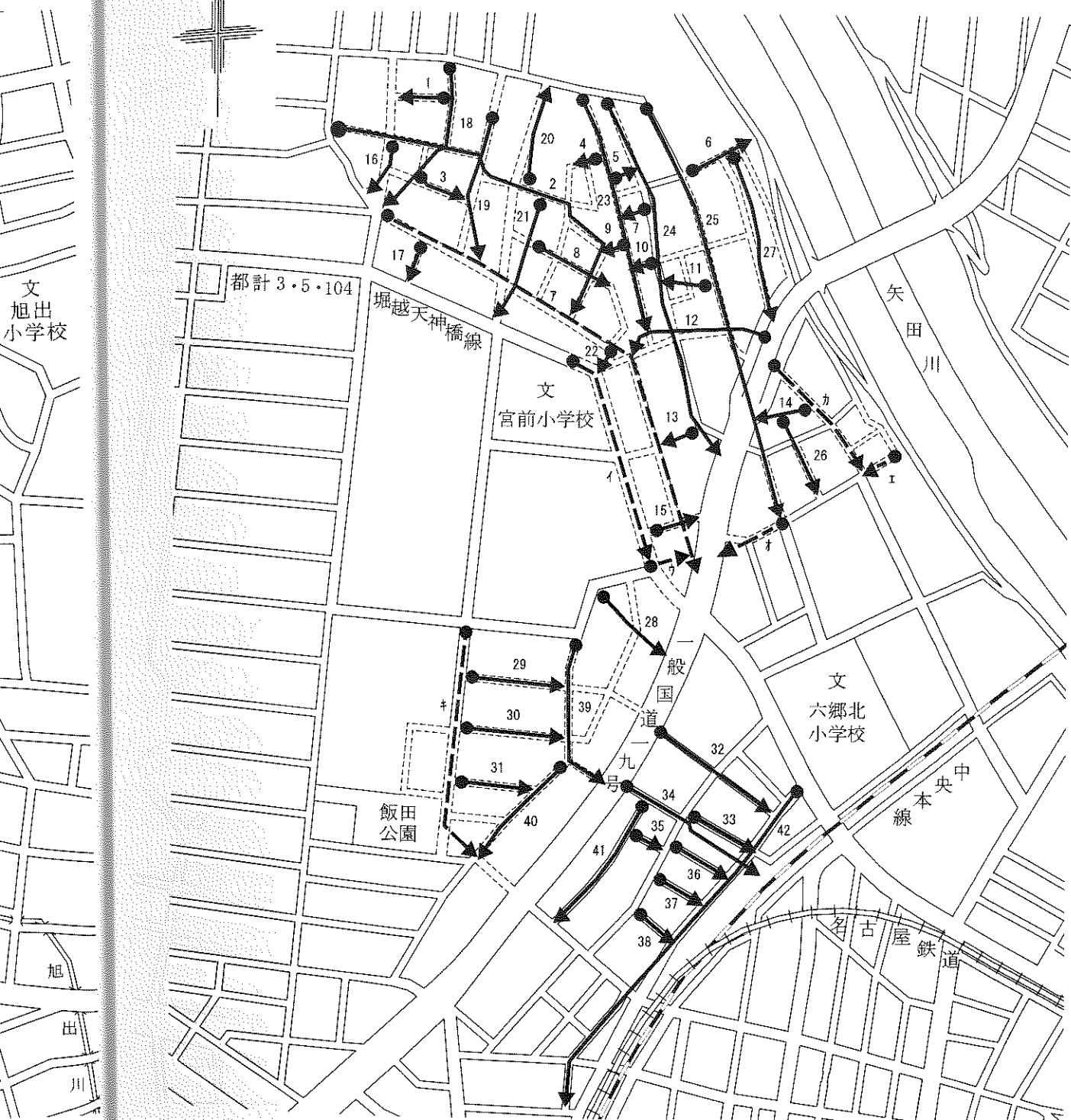


凡 例



市道に認定する路線

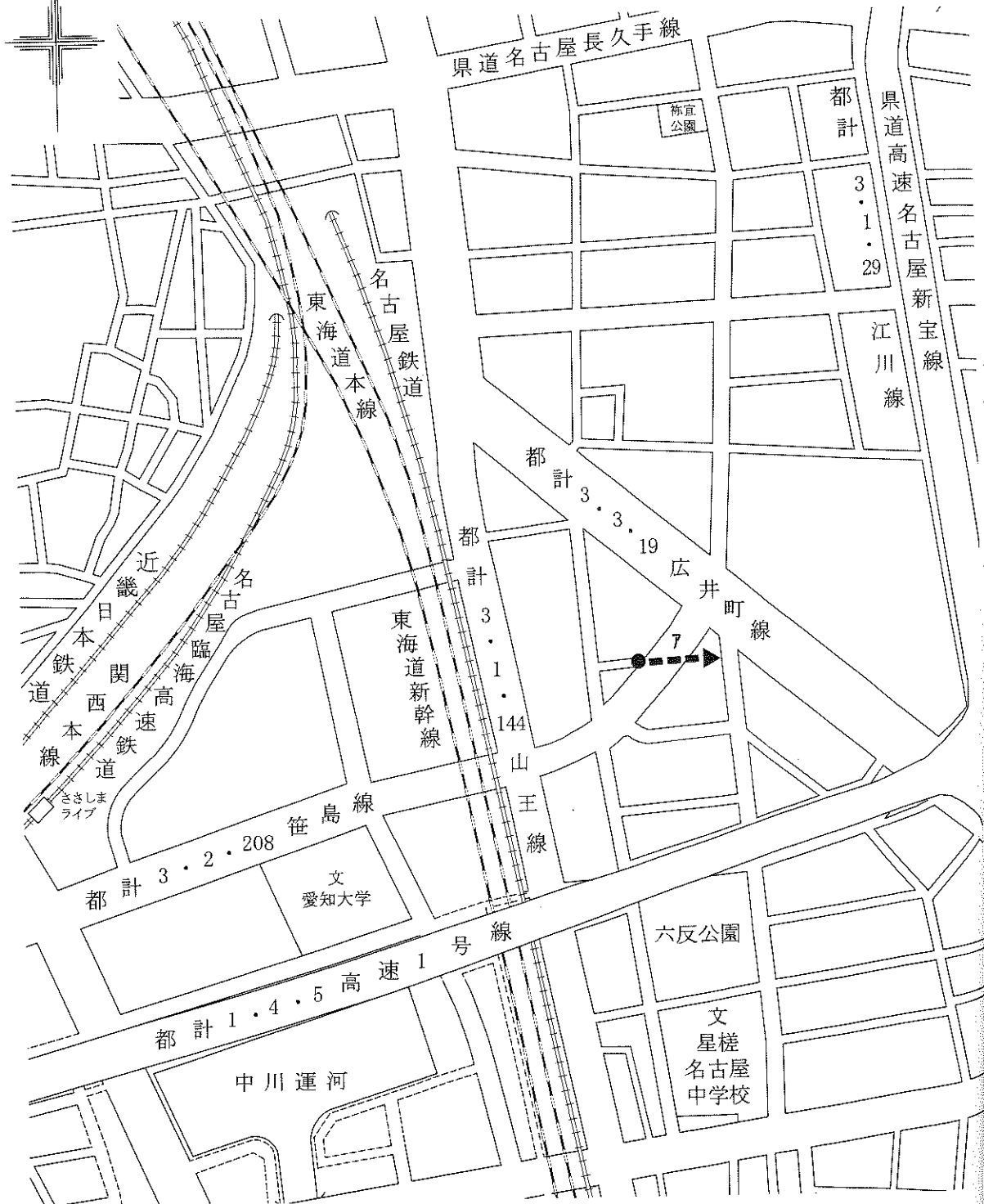
第 4 附圖



凡 例

-  一部廃止する路線
 廃止する路線

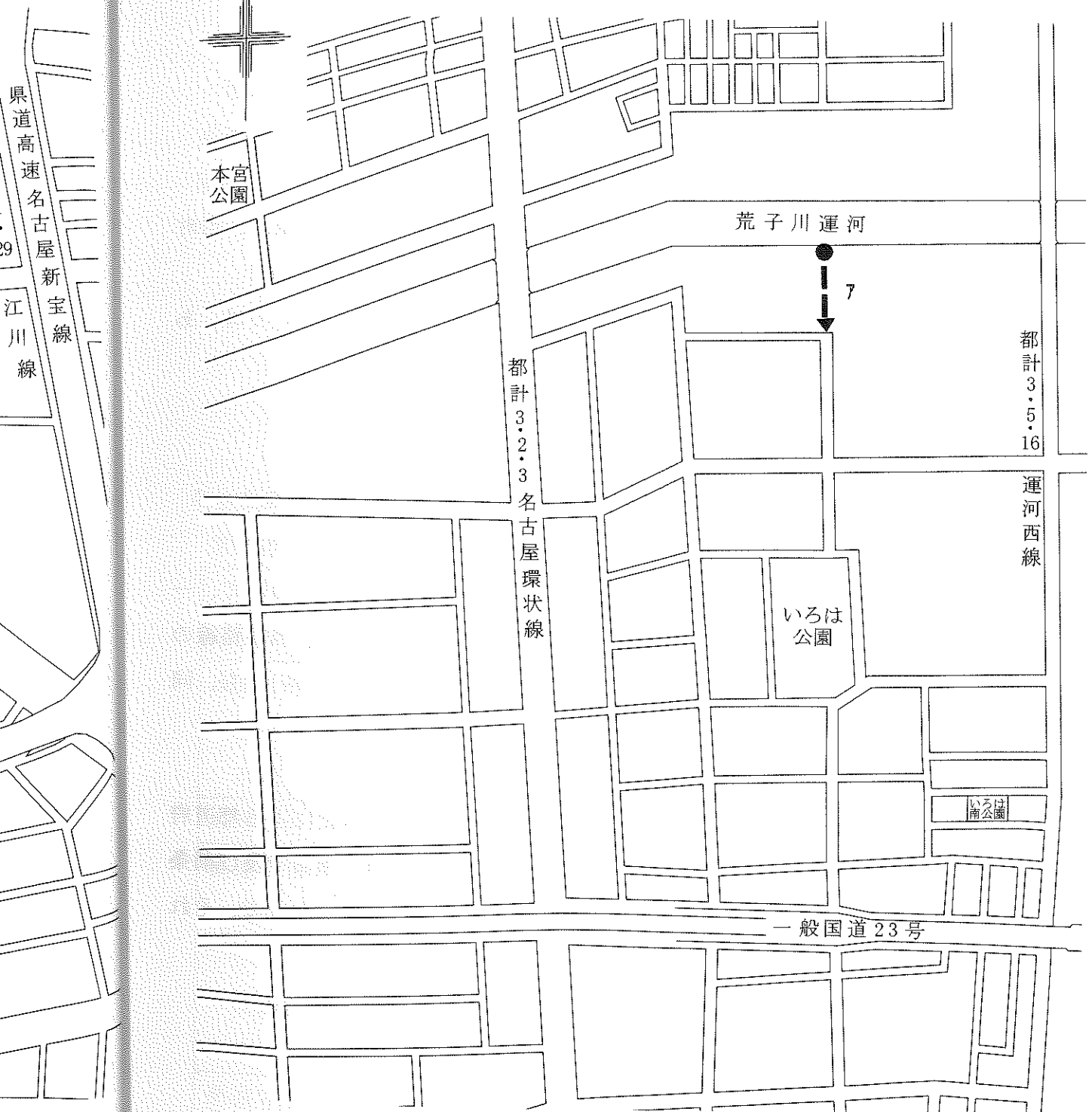
第 5 附図



凡 例

● - - - - -> 一部廃止する路線

第6附図



凡 例



一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

令和7年第139号議案

名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更について

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第3項の規定により、名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画を下記のように変更し、認可の申請をするものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

名古屋高速道路公社定款中道路の整備に関する基本計画

変更前

路 線	管 理 の 区 間	
	起 点	終 点
高速1号 高速1号 高速1号四谷高針線	名古屋市中川区島井町 名古屋市千種区鏡池通	名古屋市千種区鏡池通 名古屋市名東区猪高町
高速2号	名古屋市北区大我麻町	名古屋市緑区大高町
高速3号 高速名古屋朝日線 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目 名古屋市中村区名駅四丁目	清須市朝日 東海市新宝町
高速分岐2号	名古屋市西区那古野二丁目	名古屋市東区泉二丁目
高速分岐3号	名古屋市中川区山王三丁目	名古屋市昭和区御器所一丁目

高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町	小牧市大字村中
高速清須一宮線	清須市朝日	一宮市緑四丁目

変更後

路 線	管 理 の 区 間	
	起 点	終 点
高速 1 号 高速 1 号 高速 1 号四谷高針線	名古屋市中川区島井町 名古屋市千種区鏡池通	名古屋市千種区鏡池通 名古屋市名東区猪高町
高速 2 号	名古屋市北区大我麻町	名古屋市緑区大高町
高速 3 号 高速名古屋朝日線 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目 名古屋市中村区名駅四丁目	清須市朝日 東海市新宝町
高速分岐 2 号	名古屋市西区那古野二丁目	名古屋市東区泉二丁目
高速分岐 3 号	名古屋市中川区山王三丁目	名古屋市昭和区御器所一丁目
高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町	小牧市大字村中
高速清須一宮線	清須市朝日	一宮市緑四丁目
一般国道22号	一宮市丹陽町九日市場	一宮市木曾川町黒田

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、設立団体として国土交通大臣に認可の申請をするため議会の議決を経る必要があるによる。

間
点
鏡池通
猪高町
高町
二丁目
区御器所
中
目
町黒田

する基本計画
に認可の申請

(参 考)

参 照 条 文

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）抜すい

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 設立団体たる地方公共団体
- (4) 事務所の所在地
- (5) 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- (6) 業務の範囲
- (7) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画
- (8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- (9) 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第6項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 } (略)
5 }

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、

又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

等の範囲の
いじめ、議

令和7年第140号議案

整備計画の変更に対する同意について

昭和45年第190号議決（昭和45年9月30日議決）に基づき同意した、本市の管理に係る指定都市高速道路を新設して、料金を徴収する名古屋高速道路公社施行の事業について、その整備計画の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

令和7年9月12日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

（理 由）

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第2項の規定により、名古屋高速道路公社の整備計画の変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

名古屋高速道路公社から同意を求められた整備計画の変更事項

1 路線名及び新設し、又は改築する区間

変更前

路 線 名	新設し、又は改築する区間	
	起 点	終 点
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	

変更後

路 線 名	新設し、又は改築する区間	
	起 点	終 点
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	
一般国道22号	愛知県一宮市丹陽町九日市場	愛知県一宮市木曾川町黒田

2 車線数

変更前

路 線 名	区 間	車線数
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	

変更後

路 線 名	区 間	車線数
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	
一般国道22号	一宮市丹陽町九日市場附近から 一宮市木曾川町黒田附近まで	4

3 設計速度

変更前

路 線 名	区 間		設計速度
	起 点	終 点	
(略)			
(略)	(略)		
愛知県道高速清須一宮線			

変更後

路 線 名	区 間		設計速度
	起 点	終 点	
(略)			毎時80キロメートルとする。
(略)	(略)		
愛知県道高速清須一宮線			
一般国道22号	一宮市丹陽町九日市場	一宮市木曾川町黒田	

4 連結位置及び連結予定施設

変更前

路 線 名	連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	

変更後

路 線 名	連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
(略)		
愛知県道高速清須一宮線	(略)	
一般国道22号	一宮市丹陽町九日市場附近	愛知県道高速清須一宮線
	一宮市浅野附近	愛知県道高速清須一宮線
	一宮市朝日二丁目附近	一般国道22号
	一宮市下沼町四丁目附近	一般国道22号
	一宮市佐千原附近	一般国道22号
	一宮市高田附近	一般国道22号
	一宮市田所附近	高速自動車国道東海北陸自動車道

5 新設又は改築に要する費用の概算額

変更前 1兆8,740億円

変更後 2兆2,130億円

6 その他必要な基本的事項

変更前 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和13年度

変更後 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和21年度

(参 考)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜粋

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

（1）政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

（2）自動車専用道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（1）整備計画

（2）（略）

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 }
5 } （略）

6 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項の整備計画又は第4項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大

臣の許可を受けなければならない。

7 }
8 } (略)

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第5項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。